

鳥取県告示第454号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成21年7月3日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会 会長 下石義忠	鳥取市富安二丁目104-2	鳥取市社会福祉協議会気高事業所	鳥取市気高町浜村8-8	介護予防訪問入浴介護	平成21年7月1日
株式会社ハピネライフケア 鳥取 代表取締役 太田 喜弘	米子市錦町三丁目77	ハピネデイサービスセンター湖山	鳥取市湖山町東二丁目159-2	介護予防通所介護	〃